別表第一中「、第十一条」を削る。

別表第二中「第五条」の下に「、附則第九条の二」を加える。

別表第三の文書名の欄中「第五十四条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の十三の四」に改める。

第二条第一号中「及び特別とん税」を「、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税」に改める。

第七十条第四項第三号中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四条の五第一号イ中「及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）」を削り、同条第二号イ中「及び第七十四条の十二第三項」を削り、同条第三号イ中「及び第七十四条の十二第四項」を削り、同条第四号イ中「及び第七十四条の十二第五項」を削る。

第七十四条の七の次に次の一条を加える。

（特定事業者等への報告の求め）

第七十四条の七の二　所轄国税局長は、特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署（以下この条において「特定事業者等」という。）に、特定取引者に係る特定事項について、特定取引者の範囲を定め、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる。

2　前項の規定による処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。

一　当該特定取引者が行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る所得の金額その他の特定の税目の課税標準が千万円を超える者のうち半数を超える数の者について、当該取引に係る当該税目の課税標準等又は税額等につき更正決定等（第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知を含む。）をすべきと認められている場合

二　当該特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

三　当該特定取引者が行う特定取引の態様が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、当該特定取引者が当該特定取引に係る特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　所轄国税局長　特定事業者等の住所又は居所の所在地を所轄する国税局長をいう。

二　特定取引　電子情報処理組織を使用して行われる事業者等（事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署をいう。以下この号において同じ。）との取引、事業者等が電子情報処理組織を使用して提供する場を利用して行われる取引その他の取引のうち第一項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。

三　特定取引者　特定取引を行う者（特定事業者等を除き、前項第一号に掲げる場合に該当する場合にあつては、特定の税目について千万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える同号の特定取引を行う者に限る。）をいう。

四　特定事項　次に掲げる事項をいう。

イ　氏名（法人については、名称）

ロ　住所又は居所

ハ　番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において「個人番号」という。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）

4　所轄国税局長は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。

5　第一項の規定による処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、同項に規定する特定取引者の範囲その他同項の規定により報告を求める事項及び同項に規定する期日を書面で通知することにより行う。

6　所轄国税局長は、第一項の規定による処分をするに当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

第七十四条の八中「前条」を「第七十四条の七」に、「の規定」を「又は前条の規定」に、「の権限」を「又は国税局長の権限」に改める。

第七十四条の十二の見出しを「（当該職員の事業者等への協力要請）」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「又は政府関係機関」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十四条の十三の二中「。）は」を「。以下この条において同じ。）は」に、「。）の氏名」を「。以下この条において同じ。）の氏名」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改め、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において「個人番号」という。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第百二十四条第一項において同じ。）」を削る。

第七章の二中第七十四条の十三の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第七十四条の十三の三　口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項（定義）に規定する口座管理機関（同法第四十四条第一項第十三号（口座管理機関の口座の開設）に掲げる者を除く。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他社債等（同法第二条第一項に規定する社債等をいう。次条第一項において同じ。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該口座管理機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理等）

第七十四条の十三の四　振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項（定義）に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該振替機関又はその下位機関（同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。）の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式等（社債等のうち財務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該振替機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。